

ご存じですか？

# 健康保険料の 使われ方

皆さんの給与から引かれる健康保険料は、主に皆さんやご家族の医療費の支払い、健康づくり・疾病予防を行う健康管理事業のほか、高齢者の医療費を支える「**拠出金**」（前期高齢者納付金、後期高齢者支援金）として使われています。

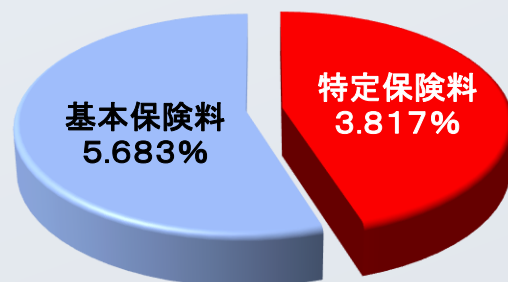
健康保険料のうち「**特定保険料**」がこの拠出金に充てられます。拠出金の額は年々増加し、今では健保組合全体の保険料収入の4割を超えるなど、皆さんの保険料が増加する大きな要因となっています。



●保険料率9.500%、うち特定保険料率3.817%の場合の被保険者の保険料額

標準報酬月額	健康保険料額	うち高齢者医療のための負担分 (特定保険料額)
20万円	9,500円	3,817円
30万円	14,250円	5,725.5円
41万円	19,475円	7,824.85円
50万円	23,750円	9,542.5円

愛知県医療健保組合  
保険料率(令和2年4月現在)  
<9.500%>



※保険料率(調整保険料率を含む)  
※事業主と被保険者の負担割合は1:1

※便宜上、基本保険料に調整保険料を含めた形で表示

## 保険料の計算方法

標準報酬月額 × 保険料率



毎月納める保険料



給与明細を見て、  
月々の健康保険料がいくらか  
確認してみましょう！